

別表第11(第9条関係)

網走市宮桂町球技場使用料

利用種別\利用時間区分		全日	半日	時間	夜間照明 1時間につき
		午前7時から 午後7時まで	午前7時から 午後1時まで 午後1時から 午後7時まで	1時間につき	
入場料を徴収 する場合	一般	最高入場料の 126人分	最高入場料の 75人分	最高入場料の 25人分	250 円
	高校生以下	〃 75人分	〃 50人分	〃 18人分	
入場料を徴収 しない場合	一般	5,040 円	2,520 円	500 円	
	高校生以下	2,520 円	1,260 円	250 円	
練習	一般	1,260 円	620 円	250 円	
	高校生以下	500 円	250 円	60 円	

備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料の額が、入場料を徴収しない場合の使用料の額より少額の場合は、入場料を徴収しない場合の使用料の額を適用する。
- 2 利用種別が二つ以上にまたがるときは、その高額の方で計算する。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 入場料とは、入場料、会費、賛助金、寄附金、その他名目のいかんを問わず、入場者から利用者が徴収する金銭及び利用者が発行する入場券その他これに類するものをいう。
- 5 時間利用欄は、3時間以内利用の場合に適用する。
- 6 特殊電気設備等を施したときは、その設備等に要する費用（電気料等）を実費として徴収する。

※10円未満切捨てなし